



USPTO主催 商標三極会合

正式メンバーとして参加した韓国の
ヘーグシステム導入に注目が集まる



Sun East 知的財産事務所
所長・弁理士 森 智香子

1. 商標三極会合とTM4

去る2011年12月5～7日の3日間、第10回商標三極会合がワシントンDCにある米国特許商標庁（USPTO）で開催され、同会合のなかで行われた意匠のユーザー会議（セッション）に日本弁理士会のメンバーとして参加しました。

商標三極会合とは、日本国特許庁、USPTO、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）の各官庁の代表が集まる会合で、ホスト国は持ち回りとなっています。

今回の会合からは、前回オブザーバーだった韓国特許庁（KIPO）が正式メンバーとして参加しています。KIPOが加わったことにより、今後は「三極」ではなく、「TM4」と呼ばれることとなります（TMはTrade Markの略）。

現在、商標の年間出願件数が世界第1位を誇る中国に対する参加の働きかけも行われており、会議期間中の一部行事には、中国国家工商行政管理総局（SAIC）の方が参加されていました。

近い将来、「TM5」に改称されることになるかもしれません。

現在、本会合の参加国官庁で扱われ

ている出願件数が全世界の商標・意匠出願の多くを占めていることから、世界の商標・意匠制度の発展にとって、非常に重要性の高い会合だといえるでしょう。

2. 企業が与える制度への影響力

商標三極会合のなかには、ユーザーが参加する三極ユーザー会議があります。この会議は、ユーザーとのコミュニケーションを図ることを目的として、日本国特許庁がホストを務めた第9回会合から開催されることになりました。

実際にユーザー会議や会合中の行事に参加して強く感じたのは、企業が世界の知財制度に与える影響力が強まっているということです。

ユーザーというと、広くは代理人も含まれることとなりますが、知財制度の変革に大きな役割を果たすのは企業です。

現在、もしくは近い将来、本会合正式参加国において、経済不安や成長率の低下、世界情勢のパワーバランスの変化など、さまざまな理由から商標や意匠の出願件数は減少していきだろうといわれています。

すると、各国特許庁はユーザーが利用しやすい制度に改善して出願件数の増加を図ろうとするため、これまで以上に企業の声に傾聴せざるを得なくなるのです。

そういった意味からも、日本企業（特にTM4への出願件数が相当数ある企業）が各国特許庁に対して意見を届けるには、今までにない良い時期になっていると思います。

実際、私が知る限り、欧州特許庁（EPO）や今回の三極商標会合のホストを務めたUSPTOは、特定の案件に関する会議に限らず、出願件数の比較的多い企業と直接面談することにも非常に積極的な姿勢を示しています。

3. 意匠の国際登録システム

ところで、あまり知られていませんが、商標三極会合には意匠の会議もあり、三極ユーザー会議にも意匠に特化したセッションがあります。

今回、意匠のユーザー団体として、米国からはABA(American Bar Association)とAIPLA(American Intellectual Property Law Association)の2団体、日本から

は日本弁理士会、EUからはAPRAMが参加しました。

意匠のユーザー会議におけるトピックの柱の一つは、意匠の国際登録システムであるヘーグシステムです。これは、国際事務局（WIPO）に対して出願手続きを行い、WIPOの単一原簿で管理することによって、複数国において権利化を図るというものです。

同システムにおいて各指定国官庁は、国際登録日から12カ月以内に拒絶理由がある場合、拒絶理由を通知することになっているため、ファースト・アクション（FA）の期限に縛りがありますが、本国における出願・登録を前提としない画期的な制度であり、商標の国際登録システムである「マドプロ」などと比べても一歩先に進んでいるといえます。

ヘーグ協定に加盟しているのは、TM4の中ではOHIMのみですが、20以上の国や地域が加盟し、制度が利用されるケースが増加しています。現在、ヘーグ協定に加盟している国で、実体審査を行う国は少ない状況です。

近く、韓国が同協定に加盟することになっており、そのための韓国のデザイン保護法改正の準備が進んでいます。韓国は、製品によって実体審査を行ったり行わなかったりという世界的にみても特徴的なデザイン保護制度を採用しています。

実体審査制度と無審査制度を併用する国で、どのようにヘーグシステムを取り入れるかということは注目に値し、同

システムに関する議題では、ユーザーからKIPOへの質問が集中しました。

韓国は複数意匠出願の要件を緩和し、同じ類に属する製品であれば100件まで一出願に含めることができる制度にするよう法改正の準備が進められていることから、「実体審査の対象となる製品と、そうでない製品では審査の扱いが異なるのか?」「実体審査を行う製品で、99件を一つの出願に含めて出願する場合はどうするのか?」といった質問がなされました。

KIPOからはこれらの問いに対し、ヘーグシステムで保護する対象を無審査の製品に限定するかどうかは決まっていないとしたうえで、実体審査の対象となる製品の出願について特別な扱いは考えていないこと、99件でも12カ月実体審査を行う可能性があることをうかがわせる回答がありました。

現在、米国と日本はヘーグ協定に加盟していません。

米国は、同協定に署名はしているものの、ヘーグシステムに対応した国内法の改正案の審議は行っていないようです。米国の意匠出願実務は他国と異なる部分が多く、また、最近では意匠出願の審査の積み残し処理に追われ、直近の四半期は意匠の審査が長期化の問題が生じるなど、ヘーグシステムの導入以前に解決すべき問題も多そうです。

日本では国内の意匠制度との整合性や実務運用の調査について産業界等から意見聴取する作業がなされており、ヘーグ協定加盟への検討がなされています。会合中、WIPOとAPRAMからは、日本のこうした取り組みを評価する趣旨の発言がありました。

おそらく、2012年度中には何らかの結論が出されるでしょう。

用語解説

●APRAM（Association of Practitioners of Trade Mark and Design Law）

フランス語圏の知財関係者、特に意匠と商標の専門家から構成される団体。

●ヘーグシステム

意匠の国際登録に関するヘーグ協定（Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs）に基づいて意匠を保護するシステム。

●韓国のデザイン保護法改正

ヘーグ協定に加盟するには、まず、ヘーグ協定の内容を反映させた韓国のデザイン保護法の改正が必要。本稿執筆時点で、協定内容が反映されたデザイン保護法改正案が国会に提出されているが、まだ通過はしていない。改正案は、現在の国会議員の任期満了（2012年4月）までに通過しなかった場合、自動的に破棄となる。

韓国でのヘーグ協定発効予定日は2012年10月1日（情報提供 YOON & LEE International Patent & Law Firm 所長 尹東烈氏）。